

**ごみ処理施設整備・管理運営事業**

**管理運営委託仮契約書(案)**

**平成29年8月28日**

**知多南部広域環境組合**



## 委託約款

(総則)

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下【総称して】「乙」とい【い、そのうちの、\_\_\_\_\_をS P Cといい、\_\_\_\_\_を中継廃棄物運搬企業とい】う。）は、基本契約に基づき、入札説明書等及び提案書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書並びに入札説明書等及び提案書の内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。なお、基本契約、この契約書、入札説明書等、提案書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、基本契約、この契約書、入札説明書等、提案書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、提案書が入札説明書等に示された要求水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、提案書が入札説明書等に優先するものとする。
- 2 乙は、契約書記載の委託期間（以下「履行期間」という。）中、契約書記載の委託場所(1)において建設JVにより整備されるごみ処理施設（以下「本施設」という。）にて、入札説明書等及び提案書に示された本施設の管理運営に係る各業務（契約書記載の委託場所(2)において甲が整備する中継施設（以下「中継施設」という。）への運搬業務を含め、以下「業務」という。）を遂行し、甲は、乙に対し、業務の遂行の対価として契約書記載の契約金額の委託料（以下「委託料」という。）を支払うものとする。
- 3 この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して甲と乙の間で用いる言語は、日本語とし、この契約において用いられている用語の意味は、この契約に別段の定義がなされている場合又は文脈上別意に解すべき場合を除き、基本契約に定義された意味を有するものとする。
- 5 この契約に基づく金銭の支払に用いる通貨は、日本円とし、時刻は、日本標準時とする。
- 6 この契約の履行に関して甲と乙の間で用いる計量単位は、入札説明書等及び提案書に別段の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第54号）に定められたものによるものとする。
- 7 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。
- 10 乙は、入札説明書等に記載された情報及びデータのほか、この契約締結時に利用し得る全ての情報及びデータを十分に検討した上で、この契約を締結したことをここに確認する。乙は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、業務の困難さ、又はコストを適切に見積ることができなかつた旨を主張することはできない。ただし、乙の当該情報及びデータの未入手が、入札説明書等の誤記等甲の責に帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。

(この契約の目的)

- 第2条 この契約は、甲と乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

- 第3条 乙は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 甲は、業務が営利を目的とする民間事業者によって遂行されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(契約の保証)

- 第4条 乙は、履行期間における各事業年度に関し、当該事業年度の開始日までに、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。なお、契約書の契約保証金欄に「知多南広域環境組合財務規則第168条第1項第3号の規定により免除」と記載されているときは、本条は適用しない。
- 1 契約保証金の納付
  - 2 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - 3 この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
  - 4 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - 5 この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る各事業年度における契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、当該事業年度に係る委託料金額の予定支払額（以下「年間委託料金額」という。）の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 年間委託料金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の年間委託料金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(業務遂行)

- 第5条 乙は、基本契約及びこの契約に基づき、入札説明書等及び提案書の定めるところに従い、業務の遂行体制を整備（入札説明書等の定める有資格者及び実務経験者の配置のみならず、第11条に基づく総括責任者、業務管理者その他の業務担当者の選定、第7条に基づく平常時及び緊急時の甲及び関係官公署との連絡体制の整備を含むが、それに限られない。以下同じ。）し、業務を遂行するものとし、履行期間中、本施設に入札説明書等に適合しない箇所が発見された場合には、第23条に定めるところに従うほか、乙の責任において本施設を入札説明書等に適合させるように対応する。
- 2 乙は、業務の遂行にあたり、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）及び環境保全関係法令を含む関係法令、関連規制、本施設に係る環境影響評価書の内容を遵守するほか、半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町が毎年度定める一般廃棄物処理実施計画に従うものとする。これらを乙が遵守しなかったことは、乙によるこの契約の債務不履行を構成するものとする。また、甲が実施する調査又は乙が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、甲と協議の上、対策を講じるものとする。
- 3 業務の遂行に係るユーティリティ条件は、入札説明書等に定めるところとし、これに従うものとする。
- 4 本施設における業務の遂行過程において回収され又は生成される金属類その他資源化物の所有権は、甲に帰属するものとする。乙は、業務の実施として、当該資源化物を提案書に定める売却先その他甲の承諾した売却先への売却にあたり、資源化先との資源物の取引事務に必要な手続き等の支援を適切に行い、その収益を甲に帰属させなければならない。

ない。なお、乙は、入札説明書等により、履行期間中の各年度別の年間運転計画に基づき資源物別の資源化先について年度毎に甲に報告する。乙は、履行期間中、資源物化としての価値が認められなくなり、有効利用先の探索が困難な場合、甲に報告しその後の対応について協議することができる。

- 5 本施設における業務の遂行過程において発生する電力、熱その他のエネルギーの権利は、甲に帰属するものとする。乙は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づき、甲が再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用するために必要となる手続き・報告の支援を行うとともに、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に関するデータを甲との協議による年数保管するほか、売電その他エネルギーの処分に関して甲が行う事務手続の支援を行い、また、売電収入その他エネルギー処分に係る収益の向上に最大限努めるものとする。
- 6 乙は、前項の定めに従うほか、業務の実施として、入札説明書等に従い、提案書に定める方法で武豊町屋内温水プール（仮称）へ熱エネルギーを供給するとともに、甲による電力、熱その他のエネルギーの権利行使（第三者への有償提供による収益を甲に帰属せしめることを含む。）を確実にしなければならない。
- 7 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、この契約に基づき、周辺住民の信頼と理解及び協力が得られるよう業務を実施しなければならない。

#### （業務の範囲）

第6条 業務の範囲及び細目は、入札説明書等及び提案書に定めるとおりとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、乙は、本施設の機能を維持するため又は本施設を円滑に管理運営しかつ維持管理するために必要な措置を適時に講ずるものとする。ただし、業務の実施として本施設の改良保全を実施するにあたっては、財産処分を含め、甲において判断・了承する。なお、改良保全や新技術の採用により得失が生じる場合、費用の負担は甲乙間の協議により定める。
- 3 第1項の定めにかかわらず、甲は、必要と認める場合は、乙に対する通知をもって業務のいずれか又はその全ての範囲の変更その他提案書の内容の変更に係る協議を求めることができるものとし、乙は、当該通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。この場合における業務範囲その他提案書の内容の変更及びそれに伴う委託料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

#### （甲及び関係官公署との連携）

第7条 乙は、平常時及び緊急時の甲及び関係官公署との連絡体制を整備の上、甲及び関係官公署との連携を密にし、甲又は関係官公署の指導等があった場合には、乙は、提案書で別段の提案がなされかつ当該提案を甲が認めた場合でない限り、これに従うものとする。

- 2 乙は、交付金の申請にあたり、入札説明書等により、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）」（平成27年3月改定 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）等に基づき、本施設の建設JVが作成する施設保全計画を踏まえ、長寿命化総合計画の作成支援を行うほか、甲が行う業務に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、甲の指示により必要な書類・資料等を提出しなければならない。なお、乙が行う業務に係る申請に関しては、乙の責任により行う。
- 3 業務に関して、甲及び所轄官庁が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応する。なお、所轄官庁からの報告、記録、資料提供等の要求があった場合には、速やかに甲に通知の上、甲の指示に従って対応するものとする。
- 4 乙は、甲に対し、入札説明書等及び提案書に定めるところに従い、情報管理業務の遂行として定期報告を行うほか、業務に関して、甲が指示する報告、記録、資料等を速やかに提出し、また、甲が乙による本施設の運転や設備の点検等を含む業務全般に対する監査、検査等を行う場合には、乙は、当該監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出する。
- 5 建設JVが本施設に関して入札説明書等に基づき試運転、試験、運転指導等を実施するにあたり、乙は、事前に建設JVと協議の上、これに参加するほか、乙の費用と責任で建設JVが求めるところに従って必要な協力を行う。

#### （第三者の使用）

第8条 乙は、提案書に従って業務の各業務を自ら行い又は第三者に再委託するものとする。なお、中継施設への廃棄物の運搬は第三者に委託してはならず、【乙/中継廃棄物運搬企業】が自ら行う。

- 2 乙は、提案書で明示された者以外の者に業務の各業務を遂行させる場合は、事前に甲の承諾を得るものとし、これを変更する場合も同様とする。
- 3 乙が業務の各業務を第三者に対して委託する場合、第三者への委託は全て乙の責任において行うものとし、業務に関して乙又はその乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負うものとする。

#### （緊急時の対応等）

第9条 乙は、入札説明書等に従い、地震・火災等の災害、火災・爆発等の事故、機器の故障等の業務の中断をもたらす可能性があるあらゆる事象について業務の目標復旧時間、目標復旧レベルを実現するために実施する戦略・対策、あるいはその選択肢、対応体制、対応手順等を定めたBCP（事業継続計画）を作成し、甲の承諾を得る。また、乙は、時宜に応じて、当該BCP（事業継続計画）により当該計画に従った適切な対応を行う。なお、乙は作成した当該BCP（事業継続計画）について必要に応じて随時改善し、改善したBCP（事業継続計画）については、甲に報告し、甲の承諾を得る。

- 2 乙は、入札説明書等に従い、緊急時における人身の安全確保、本施設の安全停止、本施設の復旧、甲への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、甲の承諾を得るものとし、入札説明書等に定める緊急事態が生じたときは、入札説明書等及び緊急対応マニュアルに基づき、自己の費用により、速やかに運転停止その他適切な対応を行い、早急に本施設を復旧し、運転管理を継続するとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。なお、乙は作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善し、改善した緊急対応マニュアルについては、甲に報告し、甲の承諾を得る。
- 3 乙は、本施設への来場者、従業者の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な医薬品等を用意するとともに、急病人発生時の対応マニュアルを整備し、甲の承諾を得るものとし、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制（本施設の適切な場所にAEDを複数設置することを含む。）を整備する。
- 4 震災その他不測の事態により、搬入廃棄物想定量を超える多量の廃棄物の搬入が必要となる状況において、その処理を甲が実施しようとする場合、乙は、甲の要請に従って最大限協力する。

#### （担当者）

第10条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する職員（以下「担当者」という。）を定めたときは、その氏名を乙に通知するものとする。また、担当者を変更したときも同様とする。

- 2 担当者は、この契約の他の条項に定める甲の権限のほか、次に掲げる権限を有する。
  - 一 この契約の履行について乙又は乙の業務責任者に対する指示、承諾及び協議

二 この契約及び入札説明書等の記載内容に関する乙の確認又は質問に対する回答

三 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

- 3 乙は、担当者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。甲は、かかる乙の請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を乙の請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(業務遂行体制の整備)

- 第11条 乙は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等関係法令に従い、入札説明書等及び提案書に基づき、従業者の安全と健康を確保するために、業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備するとともに、業務の各業務の遂行に先立って、入札説明書等及び提案書に基づくそれぞれの業務の実施体制に必要な人員を確保し、かつ当該業務を遂行するために必要な訓練、研修等を行う。
- 2 乙は、前項の定める研修等を完了の上、入札説明書等及び提案書に従い、業務の各業務に係る総括責任者、業務管理者その他の業務担当者を設置の上で実施体制(前項に基づき整備した安全衛生管理体制(ダイオキシン類へのばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含む。))を含む。以下同じ。)を整備し、甲に対して、それぞれ届出等を行うものとする。
- 3 甲は、前項に定めるところに従って届出等を受領した後、業務の各業務の実施開始に先立って、入札説明書等及び提案書に従った施設供用の実施体制が整備されていることを確認するため、入札説明書等の定める方法又は任意の方法により当該業務の実施体制をそれぞれ確認することができる。
- 4 乙は、入札説明書等に基づき実施される本施設の試運転までに、前各項の定めるところに従って業務遂行体制を整備し、当該試運転において、必要な協力を行うものとする。
- 5 乙は、業務の実施につき総括責任者、業務管理者その他の業務担当者として用いた使用人等による業務上の行為については、一切の責任を負う。
- 6 乙は、法令で資格の定めのある業務に従事させる乙の使用人については、その氏名及び資格について甲に通知し、その承諾を受けなければならない。また、当該使用人を変更したときも同様とする。なお、乙は、当該使用人並びに入札説明書等により届出を要するとされた使用人以外の使用人については、甲の請求があるときは、その氏名を甲に通知しなければならない。
- 7 甲は、乙が業務に着手した後、業務の各業務に係る総括責任者、業務管理者その他の業務担当者又はその他の乙の使用人が業務の履行について著しく不相当であると認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。乙は、かかる甲の請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を甲の請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

(業務の基準等)

- 第12条 乙は、業務の遂行にあたり、次の各号の定めに従ってダイオキシン類対策を行うほか、入札説明書等が定める公害防止基準、環境保全基準その他の業務の基準等を遵守しなければならない。
- 一 乙は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(基発第401号の2、平成13年4月25日)に基づきダイオキシン類対策委員会を設置し、委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し遵守する。なお、ダイオキシン類対策委員会には、廃棄物処理施設技術管理者等、甲が定める者の同席を要するものとする。
- 二 乙は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(基発第401号の2、平成13年4月25日)に基づき、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行う。
- 2 乙は、業務の実施開始に先立ち、履行期間を通じた業務遂行に関し、入札説明書等が定めるところにより、公害防止基準、環境保全基準その他の業務の基準等を遵守する本施設における標準的な安全作業の手順等を定める安全作業マニュアル、運転管理マニュアルその他業務の実施に必要なマニュアル(入札説明書等に明示的に定められたものに限らない。以下同じ)を定め、甲の承諾を得るものとし、履行期間中、甲の承諾を得たマニュアル遵守の励行に努め、作業行動の安全を図る。なお、乙は、当該マニュアルは本施設の作業状況に応じて随時改善し、甲の承諾を得た上で、その周知徹底の継続を図る。
- 3 乙は、入札説明書等に示された要求水準に対して提案書において提案された事項(水準)を反映した業務の実施に必要な事項を記載した業務実施計画書(以下「業務実施計画書」という。))を、入札説明書等に従い、業務の各業務に関して作成した上、甲に対して提出し、甲の承諾を得るものとする。なお、乙は、事前に甲の承諾を得た場合を除き、業務実施計画書につき、履行期間にわたり内容の変更を行わないものとする。
- 4 乙は、業務に関わる組織活動について自主的に環境マネジメントシステムを整備し環境活動を実施する。

(業務の計画)

- 第13条 乙は、入札説明書等及び業務実施計画書に従い、業務の各業務に係る業務計画書を作成して、甲に提出し、当該業務計画書の対象期間が開始する30日前までに甲の確認を受けなければならない。乙は、甲の確認を受けた業務計画書を変更しようとする場合には、甲の承諾を受けなければならない。
- 2 甲は、業務計画書の確認又はその変更の承諾を行ったことそれ自体を理由として、業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(業務の報告)

- 第14条 乙は、入札説明書等及び業務実施計画書に従い、業務の各業務に係る業務の遂行状況に関し、日報、月報、年報その他の報告書(以下「業務報告書」という。)を作成し、それぞれ所定の提出期限までに、甲に提出の上、乙の事業所内に所定の保管期間が満了するまで保管し、甲又は甲の指定する第三者の要請に応じて閲覧又は謄写に供する。
- 2 乙は、前項に定める業務報告書のほか、入札説明書等及び業務実施計画書に従い、各種の日誌、点検記録、報告書等を作成し、乙の事業所内に所定の保管期間が満了するまで保管しなければならない。乙は、甲の要請があるときは、これらの日誌、点検記録、報告書等を甲の閲覧又は謄写に供しなければならない。
- 3 乙は、本施設の管理運営状況に関する情報について、廃掃法第9条の3第6項に基づき、甲が公表できるように、乙は、入札説明書等により、提案書に基づき公表用ホームページを作成するとともに必要な情報を甲の指示する提出内容及び頻度で甲に提出する。なお、不燃・粗大ごみ処理施設についての管理運営状況に関する情報については、熱回収施設に準じる。

(甲による業務遂行状況のモニタリング)

- 第15条 甲は、別紙1所定のモニタリング実施要領等に従い、業務の各業務に係る遂行状況並びに本施設の管理運営の状況のモニタリングを行うものとする。
- 2 甲は、前項に基づくモニタリングのほか、乙による業務の遂行状況等を確認することを目的として、随時、本施設へ立ち入るなど必要な行為を行うことができる。また、甲は、乙に対して業務の遂行状況や業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。
- 4 甲は、前各項の行為を行ったことを理由として、業務の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。

(甲による業務の是正勧告)

- 第16条 前条によるモニタリングの結果、乙による業務の遂行が基本契約、この契約、入札説明書等若しくは提案書又は業務実施計画書を満たしていない場合は、甲は乙に対して、別紙1所定のモニタリング実施要領等に従って必要な是正勧告その他の措置を講じることができるものとする。この場合、乙は、当該措置以降に前条の定めるところに従って甲に提出する関連の業務に係る各種の業務報告書に、甲が講じた是正勧告その他の措置に対する対応状況を記載して、甲に対し、その報告を行うものとする。
- 2 乙は、前条によるモニタリングの結果にかかわらず、日常点検、定期点検等の実施結果において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、甲と協議の上、本施設の改善を行う。

(委託料の支払)

- 第17条 甲は、業務の遂行の対価として、乙に対して、別紙2に従い、委託料を支払うものとする。当該委託料には、業務の遂行にあたって必要となる一切の費用が含まれるものとし、別段の定めがある場合を除くほか、報酬、費用、手当、経費その他名目の如何を問わず、乙は、甲に対し、何らの支払も請求できないものとする。【なお、委託料の支払いは、第21条の定める場合を除き、すべてSPCに対してなされるものとし、SPCは、運搬業務に係る委託料を中継廃棄物運搬企業に対して支払うものとする。中継廃棄物運搬企業は、甲に対して運搬業務に係る委託料の支払いを請求できないものとし、運搬業務に係る委託料を含め、委託料の支払いがSPCになされた時点で、SPCの中継廃棄物運搬企業に対する運搬業務に係る委託料の支払いの有無にかかわらず、甲の乙に対する委託料支払債務は本旨弁済により消滅する。】
- 2 前項の定めにかかわらず、第9条の定めるところに従って乙が本施設の管理運営停止を行った場合、甲は、理由の如何にかかわらず、委託料のうちの固定費から当該管理運営停止により乙が支払を免れた費用を、委託料から控除して支払を行うことができるものとする。この場合、乙の責めに帰すべき管理運営停止に基づく甲の乙に対する損害賠償請求を妨げない。
  - 3 第1項の定めにかかわらず、甲は、委託料の支払にあたり、乙から甲への支払が必要な場合、当該支払必要額を委託料から差し引いた上で、これを支払うことができる。
  - 4 甲は、委託料の支払が遅延したときは、支払うべき額について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づいて、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延損害金を支払うものとする。

(委託料の改定)

- 第18条 前条にかかわらず、委託料は、別紙2所定の改定方法のとおり改定される。

(委託料の減額又は支払停止)

- 第19条 第15条による甲の業務遂行状況のモニタリングの結果その他この契約の履行状況等に基づき、甲は、別紙1所定のモニタリング実施要領等に定めるところに従って乙に対して支払うべき委託料の支払につき、減額又は支払停止することができるものとする。

(委託料の返還請求)

- 第20条 乙が作成する各業務報告書に虚偽の記載があることが、当該業務報告書に基づく委託料の支払後に判明した場合、甲は、乙に対し、当該虚偽記載がなければ甲が減額し得た委託料の相当額の返還を請求することができる。この場合、乙は、当該減額されるべき委託料を甲が乙に支払った日から、甲に返還する日までの日数につき、当該委託料相当額(1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。)に対し年14.6パーセントの割合で算出した違約金を付するものとする。
- 2 前項の違約金に1,000円未満の端数があるとき、又は損害金が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその損害金は徴収しないものとする。

(第三者による代理受領)

- 第21条 乙は、甲の承諾を得て委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。【ただし、運搬業務に係る委託料の全部の受領につき中継廃棄物運搬企業を代理人として定めることはできない。】
- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して委託料の支払をしなければならない。
  - 3 甲が乙の提出する支払請求書に乙の代理人として明記された者に委託料の全部又は一部を支払ったときは、甲はその責を免れる。

(料金の徴収)

- 第22条 乙は、入札説明書等又は甲が別途定めるところに従い、業務実施計画書に基づき、本施設へ直接、搬入ごみを搬入しようとする者から甲が定める料金を徴収の上、善良なる管理者の注意をもって取扱い、甲に納付するものとする。この場合、乙は、徴収の都度、支払者に対し、領収書を発行し、その写しを保存しなければならない。
- 2 乙は、前項の定めるところに従って徴収された料金に関する会計については、独立した会計を設け、経理を明確にしなければならないものとし、搬入料金の徴収に係る経理を明らかにした書類を整備し、履行期間満了の日に甲に引き渡すものとする。
  - 3 乙は、第1項所定の領収書の写し、前項所定の帳簿類及び搬入料金の徴収を確認できる書類に基づき、調定の準備を行い、甲が別途定めるところに従い、甲の定める様式の報告書を提出することにより甲に報告しなければならない。
  - 4 乙は、前各項に基づく料金の徴収事務に使用する印鑑を、この契約締結後、直ちに甲に届け出るものとし、届け出た印鑑を変更しようとするときは、あらかじめ甲に届け出なければならない。

(業務の履行責任)

- 第23条 乙は、本施設の性能保証事項(入札説明書等に定める意味を有する。以下同じ。)を維持して業務を履行する責任を負うものとし、理由の如何を問わず、本施設の性能保証事項が確保されていないことはこの契約に基づく業務の不完全履行を構成し、これを直ちに改善する義務を負う。ただし、建設JVが入札説明書等に定める瑕疵担保責任を負担する場合には、この限りでない。
- 2 乙は、業務の遂行過程で、次のいずれかの場合に該当し、本施設の性能、機能、耐用等疑義が生じた場合その他本施設の性能保証事項が確保されていないと認められるときは、甲に対し、建設JVに対して入札説明書等に従って瑕疵検査(性能確認試験を含む。以下同じ。)を請求することを求めることができる。この場合、乙は、瑕疵の存在の証拠その他必要な資料を作成するほか、甲が建設JVに対して瑕疵検査を請求するために必要な協力を行う。
    - 一 運転上支障がある事態が発生した場合

- 二 構造上・施工上の欠陥が発見された場合
  - 三 主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり、摩耗等が発生し、著しく機能が損なわれた場合
  - 四 性能に著しい低下が認められた場合
  - 五 主要装置の耐用が著しく短い場合
- 3 甲は、第34条の規定による明渡しから1年以内に、前項のいずれかの場合に該当し、本施設の性能、機能、耐用等疑義が生じた場合その他本施設の性能保証事項が確保されていないとみとめられるときは、これを改善して本施設に性能保証事項を確保せしめるべく、乙に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。

(履行遅滞の場合の損害金等)

- 第24条 履行期限の定めのある業務に関し、乙の責に帰すべき事由により当該履行期限内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、当該業務に係る委託料の額につき、遅延日数に応じ未履行部分相当額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。）に対し年14.6パーセントの割合で算出した額とする。
- 3 前項の損害金に100円未満の端数があるとき、又は損害金が100円未満であるときは、その端数金額又はその損害金は徴収しないものとする。

(損害賠償等)

- 第25条 乙は、故意又は過失により本施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた甲の損害の一切を甲に賠償しなければならない。ただし、当該損害が第27条の定めるところに従って付保された保険の保険金で賄われる場合には、この限りでない。

(第三者への賠償)

- 第26条 業務の遂行において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、当該損害が第27条の定めるところに従って付保された保険の保険金で賄われる場合には、この限りでない。
- 2 甲は、前項の定めるところに従って乙が賠償すべき損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

- 第27条 業務の遂行にあたり、履行期間の全期間にわたり、乙は、別紙3所定の保険を付保し、かつ、維持するものとする。乙は、当該保険を付保した場合又は更新若しくは書替継続した場合には、速やかに当該保険の保険契約及び保険証券の写しを甲に提出してその確認を得るものとする。

(不可抗力発生時の対応)

- 第28条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

- 第29条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。
- 2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定並びにこの契約の変更、費用負担その他必要な対応措置を決定するものとする。
- 3 前項に規定する協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内にこの契約の変更、費用負担その他必要な対応措置についての合意が成立しない場合、甲は、不可抗力に対する合理的な対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い業務を継続するものとし、この場合の費用負担は、別紙4所定の負担割合によるものとする。

(不可抗力による一部の業務遂行の免除)

- 第30条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により業務の一部の遂行ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度においてこの契約に定める義務を免れるものとする。
- 2 乙が不可抗力により業務の一部を遂行できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を遂行できなかったことにより免れた費用分を委託料から減額することができるものとする。

(法令変更によって発生した費用等の負担)

- 第31条 履行期間中に法令変更が行われた場合、乙は、次に掲げる事項について甲に報告するものとする。
- 一 乙が受けることとなる影響
  - 二 法令変更に関する事項の詳細（法令変更に伴い本施設の改造等が必要な場合には、その費用の見積もりを含む。）
- 2 甲は、前項の定めによる報告に基づき、本施設の改造等、この契約の変更、費用負担その他の報告された事態に対する対応措置について、速やかに乙と協議するものとする。
- 3 前項に規定する協議にかかわらず、協議開始の60日以内に対応措置についての合意が成立しない場合、甲は、法令変更に対する合理的な対応措置を乙に対して通知し、乙は、これに従い業務を継続するものとし、この場合の増加費用の負担は、次のとおりとする。
- 一 甲は、次の各号所定の法令変更に起因する増加費用を負担する。
    - ア 業務に直接関係する法令変更（ただし、税制度に関する法令変更を除くものとする。）
    - イ 税制度に関する法令変更のうち、第2号イ所定の法令変更以外の税制度に関する法令変更（消費税率の変更等を含むが、これに限られない。）
  - 二 乙は、次の各号所定の法令変更に起因する増加費用及び損害を負担する。
    - ア 第1号ア所定の法令変更以外の法令変更（ただし、税制度に関する法令変更を除くものとする。）
    - イ 事業者の利益に課される税制度の新設・変更に関するもの（法人税率の変更等を含むが、消費税率の変更はこれに含まれない。）

(この契約の終了)

- 第32条 この契約は、次の各号の所定のいずれかが早く到来した日をもって終了する。ただし、各当事者は、この契約の終了により、終了時においてすでにこの契約に基づき発生した責任又は終了前の作為・不作為に基づき終了後に発生したこの契約に基づく責任を免除されるものではなく、また、この契約の終了は、この契約終了後も継続することができるこの契約において意図されている一方当事者の権利、責任又は義務には一切影響を及ぼさないものとする。
- 一 履行期間の満了日
  - 二 甲又は乙によるこの契約に基づく解除権行使の効力発生日
  - 三 甲及び乙の間で成立した合意解約の効力発生日

(業務の引継ぎ等)

第33条 乙は、この契約の終了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、入札説明書等に定める条件を遵守し、次項の定めるところに従って決定された詳細条件に従い、自己の費用で業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 前項の業務の引継ぎ等にあたり、乙は、甲又は甲が指定するものに対し、本施設の円滑な管理運営の遂行に必要な機器の運転、管理及び取扱いについて、教育指導計画書に基づき、必要にして十分な教育と指導を履行期間中に完了した上で、本施設の最新の取扱説明書、業務に関してこの契約に基づき作成されたマニュアル、計画書、報告書等その他業務の遂行に必要な図書等を引渡すものとする。なお、かかる教育指導計画書及び乙が引き渡すべき図書等は、乙が予め作成し、甲の承諾を得なければならない。
- 3 業務の引継ぎに係る教育指導は、机上研修、現場研修、実施研修を含むものとするが、履行期間中に実施されなければならないものとし、乙は、履行期間終了時から逆算して教育指導を計画する。
- 4 前各項に基づく業務の引継ぎその他この契約の終了時における本施設の明渡しの詳細条件は、甲及び乙の協議により決定されるものとし、かかる協議は履行期間16年目を目途に開始されなければならない。なお、かかる協議の開始にあたり、乙は、甲に対し、かかる協議に付すべき素案を作成して提出するものとする。

(検査)

第34条 乙は、この契約の終了までに、前条第3項の定めるところに従って決定された詳細条件を満たした上で、入札説明書等に定めるところに従い、本施設の性能保証事項が確保されかつ本施設において入札説明書等に定める各業務をこの契約の終了後10年間にわたり継続して実施可能な状態で、当該状態を確認した甲の承諾を得て、本施設を甲に明け渡さなければならない。

- 2 乙は、この契約の終了にあたり、その日から起算して20日以内に（契約解除の場合には、この契約の解除日から直ちに）、本施設が入札説明書等の定める性能に関する条件を満足することを入札説明書等に定める試験、検査等を実施して確認の上、本施設が本施設の甲への明渡しの準備を整え、その旨を甲に通知しなければならない。
- 3 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の通知を受けたときは、その通知を受領後10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 4 前項の検査の結果、不合格のものについては、甲は、乙に対して相当の期間を定めて補修若しくは部品・消耗品等の交換を請求し、又はかかる請求に代え若しくはかかる請求とともに損害の賠償を請求することができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は入札説明書等の定める条件を満たして本施設を継続して使用可能な状態に回復せずに、別途甲が定める状態で甲に対して本施設を明け渡すことができるものとする。

(甲の解除権)

第35条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙に書面で通知することにより、この契約を解除することができるものとする。

- 一 乙が業務の履行に際し不正行為があった場合。
  - 二 乙が甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだ場合において、甲が相当期間を定めて是正催告を行ったにもかかわらず、当該相当期間内に是正されない場合。
  - 三 第36条又は第37条によらないで乙からこの契約の解除の申出があった場合。
  - 四 第15条による業務の各業務に係る遂行状況並びに本施設の維持管理及び管理運営の状況のモニタリングの結果その他この契約の履行状況等に基づき、別紙1記載のモニタリング実施要領の定めるところに従ってこの契約を解除することができる場合。
  - 五 前各号の他、乙がこの契約の重大な違反又は抵触がある場合。
- 2 甲は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合は、乙に書面で通知することにより、この契約を解除することができるものとする。
- 一 基本契約第14条第3項第1号に掲げられたいずれかに該当する場合。
  - 二 基本契約第14条第3項第2号に掲げられたいずれかに該当する場合。
- 3 甲は、前各項の規定によるほか、基本契約が終了した場合その他必要がある場合は、この契約を解除することができる。この場合、甲は、本項の規定によりこの契約を解除したことによって乙に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、基本契約第14条第3項（同項第4号に基づく基本契約の解除が甲の責めに帰すべき場合を除く。）の定めるところに従って甲が基本契約を解除した場合は、この限りでない。
- 4 前各項の規定によりこの契約が解除された場合又は乙の責めに帰すべき第32条第1項第3号に基づく契約終了の場合においては、乙は、第4条の定めるところに従って甲に差し入れている契約保証金に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払う義務を負う。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、前各項の規定によりこの契約が解除された場合又は乙の責めに帰すべき第32条第1項第3号に基づく契約終了の場合により甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について甲が乙に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。
- 5 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている場合は、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(乙の解除権)

第36条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲に書面で通知することにより、この契約の全部を解除することができるものとする。

- 一 甲がこの契約に基づく重要な義務に違反し、かつ、乙による通知の後60日以内に当該違反を是正しない場合。
  - 二 甲の債務不履行により本事業の目的を達成することができないと認められる場合。
  - 三 基本契約が解除された場合（基本契約が甲により解除された場合を除く。）。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(不可抗力又は法令変更による契約解除)

第37条 甲又は乙は、不可抗力の発生又は法令変更により、業務の遂行が著しく困難であるか又は過分の費用が生じると認められる場合に、第29条第2項又は第31条第2項の定める協議の上、この契約を解除することができるものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第38条 乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、基本契約第9条第4項【及び第5項/乃至第7項】に定める場合又は事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りでない。

(協議会の設置)

第39条 甲は、業務を円滑に遂行するため、情報交換や業務の調整を図る協議会を設置することができる。詳細につい

ては、別途作成する設置要綱にて定める。なお、設置要綱の内容については甲と乙の協議により決定するものとする。

2 甲と乙は協議の上、前項の協議会に、関連する企業、団体、外部有識者等に参加させることができるものとする。

(契約の変更)

第40条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、この契約の規定を書面で合意することにより変更することができるものとする。

(誠実協議)

第41条 この契約の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に特別の定めのない事項については、甲及び乙は、誠実協議の上、これを定めるものとする。

(知的財産権)

第42条 乙は、乙が本施設を稼働させて、業務を遂行するために必要な特許権等の工業所有権の対象となっている技術等の実施権又は使用权（甲から許諾されるものを除く。）を、自らの責任で取得するものとする。

2 乙は、委託料が、前項の特許権等の実施権又は使用权の取得の対価並びに第4項の規定に基づく成果物及びその使用に対する対価を含むものであることを確認するものとする。甲は、甲が乙に実施又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を乙に請求しない。

3 甲が、この契約に基づき乙に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権は、甲に留保されるものとする。

4 乙は、この契約に基づき乙が甲に対して提供した情報、書類、図面等（著作権法（昭和45年法律第48号）第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物及び同法第12条の2に規定するデータベースの著作物を含む。以下「提供書類等」という。）に関し、第三者の有する著作権及びその他の知的財産権を侵害するものでないことを甲に対して保証する。甲は、提供書類等の著作権及びその他の知的財産権に関し、甲の裁量により自己又は第三者をして利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、この契約の終了後も存続するものとする。乙は、自ら又は権利者をして、当該著作権及びその他の知的財産権を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

5 乙は、甲及びその指定する第三者による前項に基づく提供書類等の自由な使用等が、第三者の有する著作権及び著作人格権を侵害しないよう必要な措置をとるものとし、如何なる場合でも甲及びその指定する第三者に損害、損失、費用等を被らせないものとし、甲又はその指定する第三者が提供書類等の使用等に付随し又は関連して損害、損失、費用等を被ったときは、その全額を補償する。

6 前項の定めに従うほか、乙は、その作成する提供書類等が、第三者の有する著作権又は著作人格権を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその一切の賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第43条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の関係者（以下「暴力団関係者」という。）、暴力団関係者が経営若しくは管理運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等（以下「暴力団等」という。）からの不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 乙は、前項の排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間内に業務を履行することができないおそれがある場合には、甲と協議しなければならない。

4 乙は、前項の規定による協議の結果、履行期間内に業務を履行することができないと甲が認めた場合には、履行期間の延長等の措置を甲に請求するものとする。

5 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに甲に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

6 乙は、前項の被害により、履行期間内に業務を履行することができないおそれがある場合には、甲と協議しなければならない。

7 乙は、前項の規定による協議の結果、履行期間内に業務を履行することができないと甲が認めた場合には、被害届受理証明書を添えて、履行期間の延長等の措置を甲に請求するものとする。

(契約が解除された場合等の違約金)

第44条 次の各号のいずれかに該当する場合には、年間委託料金額の10分の1に相当する額を違約金として、甲は、乙に請求することができる。

一 第35条の規定によりこの契約が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（基本契約第14条第3項第2号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって第1項の違約金に充当することができる。

(遅延利息)

第45条 乙がこの契約に基づき行うべき甲への支払を遅滞した場合、乙は、遅延日数に応じ未払い額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。）に対し年14.6パーセントの割合で算出した額の遅延利息を付した上で、甲に対して支払うものとする。

(賠償金等の徴収)

第46条 乙がこの契約に基づく損失補償金、損害賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に前条の利息を付した額と、甲の支払うべき委託料及び乙の契約保証金とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

(個人情報の保護)

- 第47条 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- 2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の取扱いに当たっては、この基準等に定めるものを遵守しなければならない。
  - 3 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
  - 4 乙は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。
  - 5 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のほか、甲が必要と認める場合については、書面により甲にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。
  - 6 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。
  - 7 乙は、この契約により個人情報を取り扱う業務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託するときは甲の承諾を得るものとする。
  - 8 乙は、甲の承諾により個人情報を取り扱う業務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させるものとし、乙はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。
  - 9 乙は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。
  - 10 乙は、この契約による業務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ）を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。
  - 11 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。
  - 12 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。
  - 13 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。乙自らが当該事務処理するために収集した個人情報が記録された資料等についても、同様とする。
  - 14 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は、自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は、引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。
  - 15 乙は、甲の指示により、個人情報を削除し、又は個人情報が記録された資料等を廃棄した場合は、削除または廃棄した記録を作成し、甲の証明書等により報告するものとする。
  - 16 乙が、個人情報が記録された資料等について、甲の承諾を得て再委託による提供をした場合又は甲の承諾を得て第三者に提供した場合、乙は、甲の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。
  - 17 甲は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、乙に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は乙に対して指示を与えることができる。なお、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。
  - 18 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合、甲は、乙に対して、個人情報保護のための措置（個人情報が記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。
  - 19 乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損額を被った場合、甲にその損害を賠償しなければならない。
  - 20 乙は、前各項の定めに従うほか、個人情報の適正な取扱いの確保について個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びこれに基づき規定されている半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町が定める個人情報保護条例等を遵守する。

以 上

別紙1 モニタリング実施要領等（第15条、第19条及び第35条）

※ 入札説明書より転記する。

## 別紙2 委託料（第17条及び第18条）

※ 以下を基本とし、提案書の提案に基づき記載する。

### 1 本施設の管理運営に係る対価

#### ア 構成、算定の方法

甲は、本施設の管理運営業務に係る対価を管理運営委託料として、履行期間にわたりSPCに支払う。

管理運営委託料は、管理運営開始1年目の第1四半期（平成34年4月1日～6月末日）分を初回として、以降四半期ごとに、運営開始20年目の第4四半期（平成54年1月1日～3月末日）までの計80回支払われるものとする。

管理運営委託料は、固定料金（全ての支払期において同額）と変動料金（可燃ごみ等の処理量等に応じて変動）からなり、固定料金については年度ごとの金額、変動料金についてはトン当たり単価として提案書で提案された金額に基づき算出されるものとする。

#### イ 物価変動による改定

##### （ア）改定の条件

管理運営委託料は、物価変動に基づき年1回改定することができるものとし、入札参加者が提案する金額に物価変動を勘案して定まる額とする。ただし、前回改定時からの物価変動が±1.5%以内の場合には改定しない。なお、変動の大小にかかわらず、SPCは指数について、甲へ書面により毎年報告を行う。

毎年、9月末時点で公表されている最新の指標（直近12か月分の平均値）に基づき見直しを行い、翌年度の管理運営委託料を確定する。改定された管理運営委託料は、翌年度の第1四半期（6月末）以降の支払に反映させる。

##### （イ）物価変動の判断に用いる指数

物価変動の判断に用いる指数としては、「消費税を除く企業向けサービス価格指数（総平均／日本銀行調査統計局）」を原則とする。ただし、提案書に基づき指標の妥当性、合理性について甲と協議して定めることができる。

##### （ウ）改定の計算方法

管理運営委託料のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = X \times \alpha$$

ここで、Y：改定後の当該費用（税抜）

X：前回改定後の当該費用（税抜、第1回目の改定が行われるまではこの契約に示された支払額）

$$\alpha : \text{改定率} \left( \frac{\text{改定時の指数}}{\text{前回改定時の指数}} \right)$$

※当該指数については上記（イ）に示すとおりである。

※改定が行われるまでは契約締結年度における当該指数とする。

※当該改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(エ) 消費税及び地方消費税の改正による改定

履行期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、甲のSPCへの支払に係る消費税及び地方消費税については、甲が改定内容にあわせて負担する。

2 運搬業務に係る対価

ア 構成、算定の方法

甲は、運搬業務に係る対価を運搬委託料として、履行期間にわたりSPCに支払う。運搬委託料は、管理運営開始1年目の第1四半期（平成34年4月1日～6月末日）分を初回として、以降四半期ごとに、運営開始20年目の第4四半期（平成54年1月1日～3月末日）までの計80回支払われるものとする。

運搬委託料は、変動料金（可燃ごみ等の処理量等に応じて変動）からなり、変動料金として、提案書において提案された運搬1回当たりの費用（運搬回数当たりの単価）に基づき算出されるものとする。

イ 物価変動による改定

(ア) 改定の条件

運搬委託料は、物価変動に基づき年1回改定することができるものとし、入札参加者が提案する金額に物価変動を勘案して定まる額とする。ただし、前回改定時からの物価変動が±1.5%以内の場合には改定しない。なお、変動の大小にかかわらず、SPCは指数について、甲へ書面により毎年報告を行う。

毎年、9月末時点で公表されている最新の指標（直近12か月分の平均値）に基づき見直しを行い、翌年度の運搬委託料を確定する。改定された運搬委託料は、翌年度の第1四半期（6月末）以降の支払に反映させる。

(イ) 物価変動の判断に用いる指数

物価変動の判断に用いる指数としては、「消費税を除く企業向けサービス価格指数（総平均／日本銀行調査統計局）」を原則とする。ただし、提案書に基づき指標の妥当性、合理性について甲と協議して定めることができる。

(ウ) 改定の計算方法

運搬委託料のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = X \times \alpha$$

ここで、Y：改定後の当該費用（税抜）

X：前回改定後の当該費用（税抜、第1回目の改定が行われるまではこの契約に示された支払額）

$$\alpha : \text{改定率} \left( \frac{\text{改定時の指数}}{\text{前回改定時の指数}} \right)$$

※当該指数については上記（イ）に示すとおりである。

※改定が行われるまでは契約締結年度における当該指数とする。

※当該改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(エ) 消費税及び地方消費税の改正による改定

履行期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、甲のSPCへの支払に係る消費税及び地方消費税については、甲が改定内容にあわせて負担する。

以 上

### 別紙3 保険（第27条）

乙は、以下の内容の保険に加入し、又は委託先をして加入させることとし、保険契約締結後、すみやかに保険証書の写しを甲に提出するものとする。

#### 一 第三者損害賠償保険

付保対象：業務に伴い第三者に与えた損害（自動車事故による不法行為に起因する損害を含む。）について、法律上の賠償責任を負担する場合に被る損害

付保期間：業務期間

保険金額：対人：1名1億円以上、1事故最大10億円以上

対物：1事故最大1億円以上

その他：甲を追加被保険者とする保険契約とすること

#### 二 火災保険

付保対象：【提案書の内容による】

付保期間：業務期間

保険金額：再調達価格

#### 三 その他

乙は、提案書による保険（もしあれば）への加入を手配しその保険料を負担しなければならない。

以上

#### 別紙4 不可抗力の場合の費用分担（第29条）

不可抗力が生じた場合、1事業年度中に発生した増加費用又は損害の100分の1に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担するものとする。ただし、第27条に記載される保険に基づき甲以外の被保険者が不可抗力により保険金を受領した場合で、当該保険金の額が上記の乙の負担額を超えるときは、当該超過額は、甲の負担額から控除するものとする。

以 上